

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

福井国民年金 事案 145

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

私は、平成 20 年 4 月に社会保険事務所で国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの間が未納となっている旨の回答を受けた。

私が学生であった 20 歳の時に、母が市役所で国民年金の加入手続きを行い、就職するまでの間、国民年金保険料をすべて納めてくれていた。3 か月間の未納期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していた母親は、昭和 50 年 12 月から 61 年 3 月まで国民年金に任意加入するとともに、120 か月の保険料を前納しているなど、納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間前の国民年金保険料は納付済みであり(申立期間後は厚生年金保険被保険者期間)、申立期間の前後を通じて申立人の住所に変更は無く、申立人の家族の生活状況に大きな変化は認められないところ、納付意識が高い申立人の母親が短期間の申立期間を未納とするのは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

平成 20 年 5 月に社会保険事務所で国民年金の納付記録を確認したところ、昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間の納付記録が確認できない旨の回答を受けた。

昭和 36 年 8 月に入籍したのをきっかけに、同年 9 月に A 町役場 B 出張所において、夫が私の国民年金の加入手続きを行い、その後、同年 4 月分からの半年分の国民年金保険料をさかのぼって同出張所で納め、以後 3 か月ごとに夫が納税組合の班長宅に夫婦二人分の保険料を持参して納付していた。

申立期間について未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 12 月 25 日に国民年金手帳記号番号の払い出しを受け、36 年 4 月にさかのぼって資格取得している。この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間は、現年度分保険料の納付方法では国民年金保険料を納付することができず、特例納付及び過年度納付により国民年金保険料を納付することになるが、申立人からはこれらの納付方法に関しての具体的な申立てが無い。

また、申立人は、昭和 36 年 9 月に A 町役場 B 出張所において、夫が申立人の国民年金の加入手続きを行い、同年 4 月分からの半年分の国民年金保険料をさかのぼって同出張所で納め、以後 3 か月ごとに夫が納税組合（班長宅）で保険料を納付していたと主張しているところ、A 町（現在は、C 市）が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の検認記録欄をみると、

申立期間は、未納を表示する「未」及び時効消滅と記録されているとともに、39年4月から同年12月までの保険料が40年1月11日に一括納付された旨が記録されており、申立内容と合致しない。

さらに、昭和36年8月（入籍年月）から39年3月までの期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名は確認できない上、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 3 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで
② 昭和 56 年 12 月 30 日から 59 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の資格取得日と資格喪失日が記憶と相違していることが分かった。

私は、A株式会社の経営者で、会社設立（昭和 49 年 9 月 25 日）後、昭和 50 年 9 月に 3 名で社会保険の新規適用の申請を行い、51 年 3 月に新規適用事業所として加入が認められたと記憶している。

また、昭和 59 年 4 月まで会社は存続しており、56 年 12 月 30 日に資格喪失の手続を執った覚えが無い。加入期間を証明する書類等はないが、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の事業所別被保険者名簿をみると、A株式会社は、昭和 52 年 4 月 1 日に社会保険の適用事業所となり、事業廃止により 56 年 12 月 30 日に適用事業所で無くなっているところ、申立人については、同社が適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、適用事業所で無くなった日に資格を喪失していることが確認できる。

また、同社は申立人が自ら経営していた事業所であり、社会保険事務所は、事業主である申立人から提出された厚生年金保険被保険者の資格喪失の届出に基づいて、被保険者の資格喪失の確認を行った上で、当該事業主に対して被保険者資格喪失確認通知書を交付し、その後、当該事業主から提出された適用事業所に該当しなくなった場合の届出に基づいて一連の事務処理を行ったと考えられることから、申立人が申立期間において、当該

事業所の厚生年金保険被保険者であったとは考え難い。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る被保険者増減表をみると、昭和 57 年 2 月 10 日に 1 名の資格喪失届出（資格喪失日は昭和 56 年 12 月 30 日）が受理されており、この時点で当該増減表の被保険者数が零になったことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月31日から22年5月31日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。

私は、A学校在学中に技術委託生となり、卒業と同時にBに採用された後に、Cに技術員として派遣され、昭和20年3月31日から22年5月31日まで継続して勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した人事記録、同僚の供述及び申立人が当時の勤務状況を詳細に供述していることから、申立人がBからCに派遣され勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所の後継団体であるDは、「申立期間当時のことを確認できる関係書類が保存されておらず、申立てどおりの届出や保険料の控除を行ったかは不明である。」と回答している。

また、申立人を採用したB及び同BE支部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無いほか、申立人が挙げた申立期間当時の同僚1名についても厚生年金保険被保険者の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。